

○多良木町特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成20年12月1日多良木町教育委員会訓令第5号

改正

平成27年12月28日教委訓令第4号

多良木町特別支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多良木町立小・中学校の特別支援学級（学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に規定する特別支援学級をいう。以下同じ）に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図るため、その負担能力の程度に応じ、予算の範囲内で特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 就学奨励費の支給対象者は、本町に住所を有し本町の小学校及び中学校の特別支援学級に就学させている保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条による教育扶助又は多良木町就学援助費給付要綱（平成17年多良木町教育委員会告示第18号）の規定による援助費の支給を受けていない者とする。

(給付対象経費)

第3条 就学奨励費の範囲は次に掲げるとおりとする。

- (1) 学用品費 児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験、実習材料を含む。）
- (2) 新入学児童・生徒学用品費 新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）ただし、年度当初に特別支援学級に就学した児童・生徒に限る。
- (3) 校外活動費 児童・生徒が学校行事として宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料 児童・生徒が学校行事として宿泊を伴う校外活動（修学旅行を除く。）に参加するために直接必要な交通費及び見学料並びに宿泊料
- (4) 修学旅行費 児童又は生徒が小学校、中学校を通じてそれぞれ一回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び修学旅行に必要な経費として、均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代及び旅行傷害保険料等の経費
- (5) 通学費 児童・生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により交通機関を利用して通学す

る場合の交通費

- (6) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に定める学校給食費（支給区分）

第4条 就学奨励費の支給区分は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、収入額とは、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号の規定により、文部科学大臣が定める算定方法の例により算定した保護者の属する世帯の収入額を、需要額とは生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法の例により算定した保護者の属する世帯の需要額をいう。

- (1) 収入額が需要額の1.5倍未満の場合 前条第1号から第6号に掲げる経費の全額
- (2) 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合 前条第1号、第3号、第4号、第6号に掲げる経費の半額及び前条第2号、第5号に掲げる経費の全額
- (3) 収入額が需要額の2.5倍以上の場合 前条第5号に掲げる経費の半額
(支給額)

第5条 就学奨励費は、毎年国が定める特別支援教育就学奨励費補助金単価に準じた額又は実費をもって前条の支給区分に基づき算定した額を支給する。

(申請)

第6条 受給を希望する保護者は、特別支援教育就学奨励費に係る申請書・収入額・需要額調書（様式第1号）を多良木町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。
(認定及び通知)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定のうえ、多良木町特別支援教育就学奨励費支給決定通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。また、学校長に対しては、就学奨励費認定者名簿及び支給計画書（様式第3号）により通知するものとする。

(支給方法及び委任)

第8条 就学奨励費は、新入学児童・生徒学用品費については各年度の7月に、学用品費、通学費、学校給食費に係るものについては各年度の7月及び2月に、その他のものについては、その都度支給するものとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。
2 就学奨励費は、前条の規定による支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）へ学校長を通じて支払うものとする。この場合において、学校長に対し、多良木町就学奨励費支給明細書（様式第4号）により通知するものとする。

3 教育委員会は、支給決定者から就学奨励費の受領についての委任状（様式第5号）を提出させなければならない。

様式（省略）

（支給対象期間）

第9条 就学奨励費の支給の対象となる期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（認定の取り消し）

第10条 教育委員会は、支給決定者が不正の手段により支給の決定を受け、就学奨励費を受給した場合は、当該支給の決定を取り消すことができる。

（就学奨励費の返還）

第11条 教育委員会は、前条の規定により支給の決定を取り消した場合は、支給した就学奨励費の一部又は全部を返還させることができる。

（書類の整備）

第12条 校長は、児童生徒に係る就学奨励費個人支給明細書等、給付に係る関係書類（様式第6号）を整備し、常に給付の状況を明らかにしなければならない。

2 校長は、当該年度に係る給付事務終了後、前項に定める就学援助費個人明細書等関係書類を教育委員会へ提出し、その承認を受けなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の支給に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日教委訓令第4号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に提出されているこの要綱による改正前の多良木町特別支援教育就学奨励費支給要綱による特別支援教育就学奨励費に係る申請書・収入額・需要額調書（次項において「旧様式」という。）は、この要綱による改正後の多良木町特別支援教育就学奨励費支給要綱による特別支援教育就学奨励費に係る申請書・収入額・需要額調書とみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。